

令和 7 年度海ごみ発生抑制に係る人材育成業務仕様書

1 業務名

令和 7 年度海ごみ発生抑制に係る人材育成業務

2 業務の目的

本業務は、海ごみの発生抑制対策を推進するため、海ごみに関する高い意識と知識を持ち、自主的な活動を継続的に行い、広く県民に調査方法等を普及・啓発できるリーダーの育成を行うものである。

3 委託期間

契約の日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

4 委託業務実施場所

香川県内

5 業務内容

(1) 海ごみリーダー養成講座

ビーチクリーンアップやモニタリング調査等の海ごみ関係の活動を主体的に企画・開催することができる人材を養成するための講義及び実習を行う。なお、本講座は、かがわ里海大学スキルアップ講座として実施する。

実施場所：高松市屋島西町東部下水処理場北側海岸及び会議室

実施回数：1 回

募集人数：定員 25 名（最少催行人数 12 名）

対 象 者：高校生以上

参 加 費：無料

<講 義> 3 時間程度

- ・海ごみに関する基礎知識
- ・水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）、ICC による調査
- ・イベントの企画・開催・広報活動方法と注意点
- ・海ごみ問題の最新動向

<実 習> 1 時間程度（移動時間は含めない。）

- ・海辺で実際に水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）による調査及び ICC 実施。

<講 師>

- ・一般社団法人 JEAN より 1 名手配すること。

<そ の 他>

■講座準備段階

- ・講座の実施日時及び詳細な実施場所については、県と協議して決定するものとする。なお、実施場所での実施が難しい場合、県と協議のうえ別の場所で実施する

ことができる。

- ・参加者の募集、会場の手配、講師の依頼・手配、当日の進行管理、配布物等実施に係る業務の全ては受託者において行うものとし、これらに係る費用は委託料に含む。
- ・講義内容の詳細については、次の者と協議して決定する。

講師依頼前：県

講師依頼後：講師及び県

- ・参加者の募集については、WEB サイト等広報媒体を用いて一般募集を行うこと。
また、NPO 法人、ボランティア団体、企業 CSR 担当者等、海ごみ発生抑制に係る活動を継続して実施できる見込みのある者を対象に積極的に呼びかけを行い、参加者 12 名以上集めること。ただし、定員の 25 名を集めるように努めること。
- ・日本産業規格 A 列 4 番 1 枚程度（両面カラー）で参加者募集チラシを作成し、募集活動を行うこと。チラシのデータは県が指定するメールアドレスに送信すること。チラシ内に「かがわ里海大学」2025 スキルアップ」と明記すること。
- ・受託者は、講座を実施する前に、リーダー及びスタッフ等による打合せを行い、当日の詳細な実施計画、事前準備の確認等を行うこと。
- ・講師及び参加者を対象とした普通傷害保険と賠償責任保険に加入すること。普通傷害保険は（1 名につき）死亡・後遺障害 500 万円、入院日額 5,000 円、通院日額 3,000 円とする。賠償責任保険は身体賠償 1 名につき 3,000 万円、1 事故につき 1 億円、財物賠償 1 事故につき 2,000 万円とする（身体・財物とも自己負担額なし）。
- ・講座の前日までに、改めて当日の詳細な予定等を参加者に連絡すること。連絡内容については、あらかじめ県に確認をとること。
- ・講義会場から実習会場までの移動手段として、徒歩または貸切バスを手配すること。なお、貸切バスを使用する場合は、日程終了後、講義会場まで参加者を送ること。

■講座実施日

- ・講座実施日はスタッフを 2 名以上配置し、安全に十分に配慮すること。スタッフは、参加者の補助、現場の安全確認等講座が滞りなく行われるためのサポートを行うこと。
- ・回収したごみは、実施場所の地方自治体と事前に協議し処理を依頼する等適切な処理を行うこと。
- ・回収したごみの処理に係る全ての業務を受託者で行い、費用が発生する場合には委託料に含むものとする。

■講座終了後

- ・受託者は受講者アンケートを実施し、回収及び分析を行うこと。アンケートの内容は県より指定する。
- ・香川県ホームページ等掲載用に講座実施結果の記事（写真を含む）を作成し、講座実施後 1 週間以内に、県が指定するメールアドレスにデータを添付して送信すること。記事の分量は日本産業規格 A 列 4 番換算で 1 ページ以上とする。

(2) モニタリング調査

海ごみリーダー養成講座を受講した者がモニタリング調査のリーダーとして、水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）、ICC による調査を実践する機会を提供し、リーダーの養成を図る。

実施場所：さぬき市大串半島及び坂出市瀬居島（各場所 2 海岸ずつ）

実施回数：2 回（1 回につき 1 地点・2 海岸を調査）

募集人数：上記の調査 1 回につき、定員 25 名（最少催行人数 12 名）

対 象 者：小学生以上（小学生は保護者同伴）

参 加 費：無料

<そ の 他>

■調査準備段階

- ・調査日時及び詳細な実施海岸については、県と協議して決定すること。
- ・参加者の募集、会場の手配、講師の依頼・手配、当日の進行管理、モニタリング調査開催に関する助言、配布物等実施に係る業務のすべては受託者において行うものとし、これらに係る費用は委託料に含む。
- ・日本産業規格 A 列 4 番 1 枚程度（両面カラー）で参加者募集チラシを作成し、募集活動を行うこと。チラシのデータは県が指定するメールアドレスに送信すること。
- ・参加者の募集については、WEB サイト等広報媒体を用いて一般募集を行うこと。
また、NPO 法人、ボランティア団体、企業 CSR 担当者等、積極的に呼びかけを行い、各実施場所において、海ごみリーダー養成講座受講者を含む、参加者 12 名以上を集めること。ただし、定員の 25 名を集めるよう努めること。
- ・受託者は、モニタリング調査を実施する前に、リーダー及びスタッフ等による打合せを行い、当日の詳細な実施計画、事前準備の確認等を行うこと。
- ・講師及び参加者を対象とした普通傷害保険と賠償責任保険に加入すること。普通傷害保険は（1 名につき）死亡・後遺障害 500 万円、入院日額 5,000 円、通院日額 3,000 円とする。賠償責任保険は身体賠償 1 名につき 3,000 万円、1 事故につき 1 億円、財物賠償 1 事故につき 2,000 万円とする（身体・財物とも自己負担額なし）。
- ・モニタリング調査実施の前日までに、改めて当日の詳細な予定等を参加者に連絡すること。連絡内容については、あらかじめ県に確認をとること。
- ・実施場所までの往復交通手段として、高松駅発着の坂出駅または志度駅を経由する貸切バスを手配すること。また、実施場所まで自動車に参加する者のために駐車場を確保すること。
- ・2 海岸の移動が長距離となる場合、移動手段として徒歩または貸切バスを手配すること。なお、貸切バスを使用する場合は、日程終了後、実施場所まで参加者を送ること。

■調査実施日

- ・水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）、ICC によるモニタリング調査を、調査

地点毎に実施すること。

- ・モニタリング調査のリーダーは海ごみリーダー養成講座の受講者から選定すること。調査地点毎にリーダーを変更することが望ましい。
- ・スタッフは2名以上配置し、安全に十分に配慮すること。スタッフは調査リーダーや調査参加者の補助、現場の安全確認等モニタリング調査が滞りなく行われるためのサポート行うこと。
- ・回収したごみは、実施場所の地方自治体と事前に協議し処理を依頼する等適切な処理を行うこと。
- ・回収したごみの処理に係る全ての業務を受託者で行い、費用が発生する場合には委託料に含むものとする。

■調査終了後

- ・香川県ホームページ等掲載用にモニタリング調査参加者募集及び調査実施結果の記事（写真を含む）を作成すること。調査実施結果の記事に関しては、調査実施後1週間以内に県が指定するメールアドレスにデータを添付して送信すること。記事の分量は日本産業規格A列4番換算で1ページ以上とする。

6 成果品

- ・実績報告書（チラシ、実施状況写真、参加者名簿、モニタリング調査結果、その他業務実施にあたり作成した資料を添付すること）
実績報告書は紙媒体1部、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1点を提出すること。

7 契約の締結

- ・成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ・原則として、受託者はこの業務を行うにあたり、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に再委託してはならない。

8 その他

- ・業務の実施前に、詳細な業務計画等について県と協議すること。
- ・成果品の著作権は県に帰属する。
- ・本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度、県と協議すること。
- ・県が独自に実施する、他の海ごみ対策に係る業務について、できる限り連携・協力すること。
- ・受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、委託業務の履行に際して知り得た個人情報、その他の事項を第三者に知らせ、又は、他の目的に使用してはならない。
- ・本事業は国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用して実施するものであるため、委託期間の内外を問わず、県が会計検査院の会計検査を受検する際、本業務に係る書類の提出等について協力すること。
- ・委託料は、事業実施後の完了払いとする。